

福井市園芸総合振興事業（県単、市単）

1. スマート農業支援事業（県単事業：未来に繋ぐふくい農業応援事業）

【目 的】	農業経営の発展に向けて、スマート農業の実践に必要な機械・施設等の整備の支援を行う
【対 象 者】	認定農業者、営農集団、農業協同組合、市町等が出資する法人等
【補助対象】	①自動操舵装置および同装置を搭載する機械本体、農業用ドローン、環境制御装置（一体的に整備する園芸施設を含む）、自立走行またはリモコン式の草刈り機、自立追従型運搬機 ②上記①に装着して利用する機械 ③上記①および②の格納に必要な施設等 ※対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数が概ね5年以上のもの
【要 件】	・野菜、花きの目標年度（令和10年度）及び果樹の目標年度（令和12年度）までに以下のいずれかの目標の達成が確実であること ①栽培面積を現状値より、施設園芸では5a以上、露地園芸では50a以上（果樹、花きの場合は10a以上）拡大する ②労働時間を現状値より10%以上削減する ・過去に本事業および「儲かるふくいの農業総合支援事業」を実施している場合は、過去に掲げた成果目標を概ね達成していること ・現状値が従前設定した成果目標の達成状況を下回っていないこと等、従前実施した本事業等との整合が図られていること
【補助割合】	補助対象事業費：50万円～3,600万円 事業費に対し（県）1/2以内

2. 規模拡大支援事業（県単事業：未来に繋ぐふくい農業応援事業）

【目 的】	園芸産地育成や水田園芸の拡大のため、野菜、果樹、花きの園芸に新たに取り組む場合や規模拡大に必要な機械・施設等の整備および畑地化に対して支援を行う
【対 象 者】	認定農業者、営農集団、農業協同組合、市町等が出資する法人
【補助対象】	パイプハウス、防除機械、トレンチャー、堆肥散布機、圃場造成、排水施設、かんがい施設 等 ※対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数が概ね5年以上のもの ※ハウス建設時は、原則として客土を行うこと ※肥料、農薬、種苗等の資材・汎用性の高い機材・消耗品・単価が10万円未満のものは補助対象外である
【要 件】	・園芸経営プランを作成し、プラン審査会を受け、承認されること ・過去に本事業および「儲かるふくいの農業総合支援事業」を実施している場合は、過去に掲げた成果目標を概ね達成していること ・現状値が従前設定した成果目標の達成状況を下回っていないこと等、

	従前実施した本事業等との整合が図られていること (1) 施設園芸に取り組み場合 ・目標年度（令和 10 年度）までに施設面積を 5a 以上拡大するまたは 5a 相当の販売額の向上が見込めること (2) 露地園芸に取り組み場合 ・栽培面積を 50a 以上拡大したうえで目標年度（令和 10 年度）までに 1 ha 以上にすること (3) 果樹に取り組む場合 ・目標年度（令和 12 年度）までに栽培面積を 10a 以上拡大し、収入保険または果樹共済に加入すること (4) 花きに取り組む場合 ・目標年度（令和 10 年度）までに栽培面積を 10a 以上拡大すること
【補助割合】	補助対象事業費：300 万円～3,300 万円 事業費に対し（県）1/3 以内、（市）1/10 以内

3. 共同利用支援事業（県単事業：未来に繋ぐふくいの農業応援事業）

【目 的】	園芸品目の産地の生産・出荷拡大のため、作業等の合理化に必要な共同利用機械や共同利用施設の整備に対して支援を行う
【対 象 者】	農業協同組合、市町等が出資する法人
【補助対象】	パイプハウス、防除機械、トレンチャー、堆肥散布機、圃場造成、排水施設、かんがい施設 等 ※対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数が概ね 5 年以上のもの ※ハウス建設時は、原則として客土を行うこと
【要 件】	・園芸産地振興計画を作成し、承認されること ・事業対象となる品目の販売額を概ね 1,000 万円以上増額すること ・現状値が従前設定した成果目標の達成状況を下回っていないこと等、従前実施した本事業等との整合が図られていること
【補助割合】	補助対象事業費：600 万円～5,500 万円 事業費に対し（県）1/3 以内、（市）1/10 以内

4. 産地再生支援事業【リノベーション型】

（県単事業：未来に繋ぐふくいの農業応援事業）

【目 的】	園芸施設の使用可能期間の延長のため、生産力の低下がみられる既存園芸施設の改修、栽培設備の更新を行う場合に、必要となる資材費、施工等に対して支援を行う
【対 象 者】	生産部会、産地協議会、営農集団、農業協同組合、市町等が出資する法人等
【補助対象】	ハウスの鋼材等の改修、ハウスの被覆資材の張替、果樹棚の改修、遮光カーテン、ヒートポンプ等の栽培設備、施工に要する経費 ※法定耐用年数が経過しているハウスや設備を対象としたものに限る

	※ハウス本体の改修を行うこと
【要件】	・園芸産地再生計画を作成し、承認されること ・事業終了後は、5 年以上補助対象施設・設備が継続して園芸作物の生産に使用されること ・目標年度（令和 10 年度）までに以下の生産改善目標のうち 1 つ以上を達成すること ① 単位面積当たり収穫量の 10%以上増加 ② 単位面積当たり販売額の 10%以上増加 ③ 上位等級品（秀品・L 規格等）比率の 10%以上増加 ④ 園芸用燃油使用料の 10%以上削減 ⑤ 労働時間の 10%以上削減 ⑥ 新たな生産者の 1 人以上の増加
【補助割合】	補助対象事業費：300 万円～1,200 万円 事業費に対し（県）1/3 以内 （市）県の補助額の 1/2 以上（県事業義務負担）

5. 産地再生支援事業【継承型】（県単事業：未来に繋ぐふくいの農業応援事業）

【目的】	園芸施設の使用可能期間を延長し、後継者不在のハウスの有効活用のため、既存園芸施設の改修、栽培設備の更新を行う場合に、必要となる資材費、施工等に対して支援を行う
【対象者】	ハウス・設備の所有者又は、ハウス・設備を譲渡又はリースされる者
【補助対象】	ハウスの鋼材等の改修、ハウスの被覆資材の張替、果樹棚の改修、遮光カーテン、ヒートポンプ等の栽培設備、施工に要する経費 ※法定耐用年数が経過しているハウスや設備を対象としたものに限る ※ハウス本体の改修を行うこと
【要件】	・継承計画を作成し、承認されること ・事業の対象となるハウス・設備が 3 年以内に認定農業者、営農集団等に譲渡又はリースされる計画があること ・継承後又はリース後は、5 年以上補助対象施設・設備が継続して園芸作物の生産に使用されること ※目標年度（令和 10 年度）までに、事業対象のハウスが譲渡又はリースされること
【補助割合】	補助対象事業費：300 万円～1,200 万円 事業費に対し（県）1/3 以内 （市）県の補助額の 1/2 以上（県事業義務負担）

6. 産地再生支援事業【果樹型】（県単事業：未来に繋ぐふくいの農業応援事業）

【目的】	果樹の省力栽培や多収性品種への転換を行う場合に、必要な資材費、施工等に対して支援を行う
------	---

【対 象 者】	農業者、営農集団、農業協同組合、市町等が出資する法人等
【補助対象】	園地造成（客土、整地、抜根等）、果樹棚、かん水設備、多目的防災網、スピードスプレーヤ、幼木管理に必要な資材等
【要 件】	・目標年度（令和 12 年度）までに、新たに省力栽培樹形もしくは多収性品種を 10a 以上導入すること ・整備する園地の面積が、転換元の面積以下であること ・目標年度（令和 12 年度）までに単位面積当たりの収量または販売額を 5%以上増加させること
【補助割合】	補助対象事業費：1,200 万円以内 事業費に対し（県）1/3 以内 （市）県の補助額の 1/2 以上（県事業義務負担）

7. 新規就農支援事業（県単事業：未来に繋ぐふくいの農業応援事業）

【目 的】	野菜、果樹、花き等の園芸や水田作物等に取り組む場合、必要な機械・施設等の整備および畑地化に対して支援を行う
【対 象 者】	経営開始5年度目以内の認定新規就農者または経営開始3年度以内の認定農業者または事業実施年度内に認定が確実である者
【補助対象】	パイプハウス、防除機械、トレンチャー、堆肥散布機、圃場造成、排水施設、かんがい施設、育苗機械・施設、既存機械・施設等の修繕 等 ※国庫採択基準に満たない機械・施設等の整備を対象とし、肥料、農薬、種苗等の資機材・消耗品は補助対象外とする ※対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数が概ね5年以上、中古機械である場合は上記に加え耐用年数が2年以上のもの ※導入等する機械等の事業費取得単価（税抜）が整備内容ごとに10万円以上であること ※ハウス建設時は、原則として客土を行うこと ※既存施設の再整備については、法定耐用年数が経過した園芸施設・整備し、事業完了後5年以上にわたり使用すること
【要 件】	・新規就農経営プランを作成し、プラン審査会を受け認定されること ・青年等就農計画または農業経営改善計画の達成が実現可能であると見込まれること ・市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）等を併せて申請すること ・本事業等を過去に実施している場合、従前設定した成果目標の達成が報告書等により確認できること
【補助割合】	補助対象事業費：1,000 万円～3,300 万円 ※原則として市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）を含めた上限事業費3,300 万円とする。 事業費に対し（県）1/3 以内、（市）1/10 以内

8. ステップアップ事業（市単事業）

【目 的】	新たに園芸作物の生産、若しくは、園芸作物の生産拡大に必要な農業施設や農業機械等の整備に対して支援を行う
【対 象 者】	認定新規就農者、新規園芸農家、小規模園芸農家 （生産組織、法人は対象外）
【補助対象】	パイプハウス、栽培用機械（防除機械、トレンチャー、堆肥散布機 等）
【要 件】	①認定新規就農者は、園芸作物全体の栽培面積または販売金額を、令和11年度までに現在値（令和7年度）の1.5倍以上に拡大すること ②新規園芸農家は、令和11年度までに、全体の栽培面積及び販売金額の目標値を掲げる計画があり、その実現性が高いこと ③小規模園芸農家は、園芸作物全体の栽培面積または販売金額を、令和11年度までに現在値（令和7年度）の1.2倍以上に拡大すること
【補助割合】	①認定新規就農者 補助対象事業費：200万円～1,000万円 ②新規園芸農家等 補助対象事業費：90万円～200万円 事業費に対し（市）1/3以内